

一 會社側ノ意向

會社ノ五場閉鎖ハ職工側ノ対抗策ニシテ
取ト認ムル職工ノ内外アリ之カ出勤スル
一於テハ何時ニテ又工場ヲ閉クモノニシテ
其他ノ解雇職工ニハ日給十四日分ノ外更ニ
十四日分ノ手當ヲ支給スルモノ、如シ

決議

本會ハ今回ノ解雇ニ付テ慎重審議ノ結果全然
理由ナキモノトシ且レテ認メズ
右決議ス

大正十二年八月十五日

要求條件

一 河ヲ三引年間職首セラルコト

職首

一 職首者ニ対シテハ二百十日間分ノ賃銀ヲ支拂フコト

二 賃附未拂賃銀ヲ支給スルコト

但シ職首者ニ対シテハ之ヲ支給スルコト

右条件ヲ要求ス

大正十二年八月十五日

要求條件

一 職首者ニ対シテハ百八十五日分ノ日給ヲ支給スルコト

二 賃附未拂賃銀ヲ支給スルコト

但シ職首者ニ対シテハ職首ト同時ニ直々ニ支給スルコト

三 職首サレタル者ニ第一第二ノ箇條ヲ支給スルコト

四 今後ノ會見ニ付テハ職首サレタル後末ノ代表者三名

ノ列席ヲ認メ発言權ヲ認ムルコト

五 後末ノ九時間制賃銀ニテ時間ヲ延長セラルコト